

## 〈メジロ〉『愛玩観賞目的の捕獲禁止』にかかる

### 特例措置に関する意見書

環境省は中央環境審議会野生生物部会の鳥獣保護管理小委員会で、鳥獣保護法に基づく指針の改革案として「メジロの愛玩のための飼養目的での捕獲禁止」の方針を示し、平成24年度からの施行を予定している。

現在、メジロの捕獲と飼育は1世帯1羽だけ認められているが、今回の指針の改革案では、「原則として許可しない」とする変更案となっている。

沖縄県におけるメジロの飼育は、琉球王国時代からの庶民の生活の一部であり、ひとつの文化として定着しているものである。

今回の変更点は、あくまで「原則」であり、原則以外の事例については、各都道府県の認める「特別な事情」として沖縄県において判断することとなっている。

よって、うるま市議会は、島しょ県としての地理的状況、歴史的状況から、「特別な事情」として配慮し、これまで通り1世帯1羽の飼育ができるよう、沖縄県に対し特例措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

うるま市議会

あて先：沖縄県知事、沖縄県議会議長